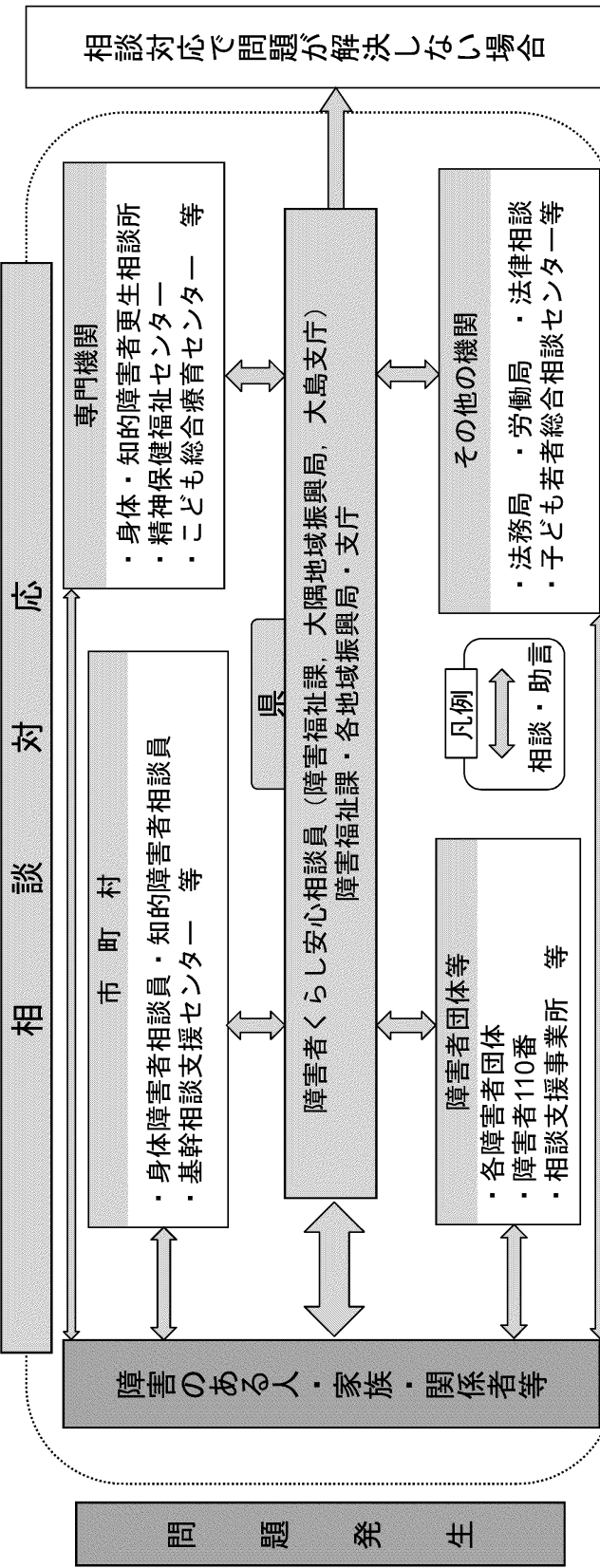


I 「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」の概要

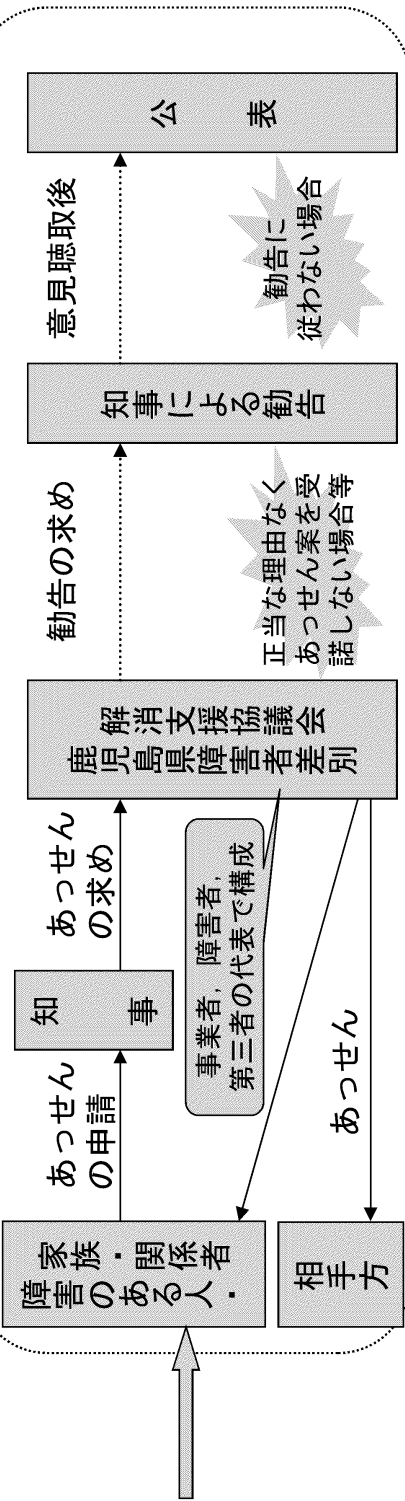
＜ 制定：平成26年3月26日，公布：平成26年3月28日，施行：平成26年10月1日 ＞

区 分	項 目	規 定 す る 内 容
前文		・ 全ての県民が，社会を構成する対等な一員として安心して暮らせる社会の実現を推進
第 1 章 総 則	第 1 条 目的	・ この条例は，障害を理由とする差別解消の基本理念を定め，県及び県民の責務を明確化 ・ 障害を理由とする差別解消の基本事項を規定 ・ 障害を理由とする差別解消の推進を目的と規定
	第 2 条 定義	・ 「障害のある人」，「社会的障壁」，「障害を理由とする差別」について定義
	第 3 条 基本理念	・ 個人の尊厳の尊重，尊厳にふさわしい生活保障 ・ 社会活動への参加，地域社会における共生 ・ 県民が，障害に関する知識及び理解を深めるよう促進
	第 4 条 県の責務	・ 障害者差別解消施策の策定及び実施する責務
	第 5 条 市町村への要請及び支援	・ 県は，市町村に障害者差別解消施策の実施を要請 ・ 県は，市町村との連携を図り，情報の提供，技術的助言等必要な支援を実施
	第 6 条 県民の責務	・ 県民は，障害のある人に対する理解を深め，県又は市町村の障害者差別解消施策に協力 ・ 障害のある人は，自らの障害による障壁等について，可能な範囲内で，県民に伝え理解を促進
	第 7 条 財政上の措置	・ 県の財政上の措置
第 2 章 差別の 禁 止	第 8 条 障害を理由とする差別の禁止	・ 障害のある人に対する不利益取扱いを禁止 ・ 社会的障壁の除去に伴う負担が過重でないときは，必要かつ合理的な配慮を提供
	第 9 条～第 16 条 分野別の差別の禁止	・ 福祉サービス，公共的施設，交通機関など 9 分野における障害を理由とする「不利益取扱い」の禁止
第 3 章 差別を なくす ための 施策	第 17 条及び第 18 条 差別事案に関する相談体制	・ 県は，差別事案に関する相談に応じ，相談者に対して必要な助言，情報提供，関係者間の調整等を実施 ・ 県が相談員を設置できることを規定
	第 19 条 附属機関の設置	・ 差別解消の取組を推進するため，「鹿児島県差別解消支援協議会」を設置 ・ 所管事務（あっせんに係る事務，障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項に係る調査審議） ・ 障害者差別解消法第 17 条第 1 項による協議会
	第 20 条～第 23 条 差別事案に関する紛争解決制度	・ 知事の附属機関によるあっせんの実施 ・ 知事による勧告及び公表の実施
	第 24 条及び第 25 条 普及啓発活動	・ 障害のある人に対する県民の理解を深める啓発の実施及び表彰制度の創設
第 4 章 雑 則	第 26 条 規則への委任	・ 条例の施行に関し，必要な事項は規則で規定
附 則	施行日等	・ 平成26年10月 1 日施行 ・ 施行後 3 年を目処として検討

障害を理由とする差別に関する相談・紛争解決体制（第17条～第23条）



紛争解決（障害を理由とする不利益取扱いを対象）



Ⅱ 鹿児島県障害者差別解消支援協議会について

1 根拠法令

「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」第19条

2 目的等

(1) 目的

障害を理由とする差別を解消するための取組を推進する。

(2) 事務

- ・ 障害を理由とする不利益な取扱いに該当する事案について、知事の求めに応じ、あっせんを行う。
- ・ 知事の諮問に応じ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項に関し、調査審議する。

(3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)での位置付け

〔障害者差別解消法第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会を兼ねる。〕

- ・ 障害者差別解消法に規定する協議会の事務

障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行う。

組 織	<ul style="list-style-type: none">・ 委員は22人以内・ 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命<ol style="list-style-type: none">① 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体を代表する者② 関係行政機関の職員③ 福祉、医療、雇用、教育その他の障害を理由とする差別の解消の推進に関連する分野の業務を行う関係団体を代表する者④ 学識経験者
任 期	<ul style="list-style-type: none">・ 2年
会 長	<ul style="list-style-type: none">・ 会長は委員の互選により定める
会 議	<ul style="list-style-type: none">・ 会議は、委員の過半数の出席により開会・ 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する
部 会	<ul style="list-style-type: none">・ あっせんを行うための部会を置く・ あっせんに係る事項は、部会の決議をもって協議会の決議とする・ 部会に属すべき委員は、会長が指名・ 部会長は、会長が指名

Ⅲ 相談内容の検討

1 差別に関する相談件数（平成26年度～令和元年度）※H26.10～R元.9

(1) 障害種別

		H26	H27	H28	H29	H30	R1	計
身体障害	肢体不自由	5	17	18	6	16	13	75
	視覚	4	9	13	5	11	7	49
	聴覚	1	4		1	2	2	10
	内部障害		2	4		2		8
知的障害		1	2	2	2		1	8
精神障害(発達)		2	5	2	8	5	5	27
その他(3障害等)		2	2		5		3	12
計		10	26	22	21	21	22	122

・相談種別ごとの相談件数については、「肢体不自由」、「精神障害(発達)」の順に多くなっている。

(2) 場面

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	計
福祉サービス			1	1	1		3
医療		2	1		3	1	7
販売・サービス	1	5	8	1	4		19
労働・雇用	4	4	4	5	3	3	23
教育			1		3	3	7
公共的施設		3	1		1	6	11
交通機関	2	7	4	5	5	6	29
不動産取引	1	1		3		1	6
情報の提供など	2	4	1	5			12
その他			1	1	1	2	5
計	10	26	22	21	21	22	122

・差別が発生した場面については、「交通機関」、「労働・雇用」、「販売・サービス」の順に多くなっている。

(3) 障害種別と場面のクロス表

	身体				知的	精神 (発達)	その他 (3障害等)	計
	肢体不自由	視覚	聴覚	内部障害				
福祉サービス	2					1		3
医療	1	1	1		2	2		7
販売・サービス	11	3	1	1	1	2		19
労働・雇用	1	1	1	7	3	8	2	23
教育						6	1	7
公共的施設	5	1	3			1	1	11
交通機関	26	1			1		1	29
不動産取引	1					3	2	6
情報の提供など		2	2			3	5	12
その他	2	1			1	1		5
計	49	10	8	8	8	27	12	122

・「交通機関」、「販売・サービス」の場面では、車椅子利用者がバスに乗れなかったケースや、お店等で必要な配慮が受けられないケース、電動カートでの入店を断られたケースなど、肢体不自由の方からの相談が多い。
 ・「労働・雇用」については、職場で必要な配慮が受けられなかったケースなど、内部障害や精神障害の方からの相談が多くなっている。

IV 障害者差別に関する普及啓発・相談対応について

令和元年度

第1 普及啓発

1 広報・行事等

リーフレット, ポスター, 県ホームページ, 街頭キャンペーン

2 事業所等の研修会等での説明

(令和元年9月30日現在)

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
4	3	4	11

3 事業所等への個別訪問

(令和元年9月30日現在)

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
2	162	26	190

第2 相談対応

1 障害者くらし安心相談員の配置状況 (各1名)

配置先	電話番号	受付時間
障害福祉課	Tel : 099-286-5110 Fax : 099-286-5558	月～金 午前9時～午後4時
大隅地域振興局 地域保健福祉課	Tel : 0994-52-2108 Fax : 0994-52-2120	
大島支庁 地域保健福祉課	Tel : 0997-57-7222 Fax : 0997-57-7251	

2 障害者くらし安心相談員の活動状況

(令和元年9月30日現在)

相談対応		障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
相談 件数		60	21	5	86
	不利益取扱い	11	0	0	11
	合理的配慮	8	0	3	11
	その他	41	21	2	64
対応 回数		172	23	37	232
	不利益取扱い	46	0	0	46
	合理的配慮	18	0	10	28
	その他	108	23	27	158

3 相談対応の具体的な事例

(1) 不利益取扱いの事例（11件）

ア 福祉サービスの提供（0件）

イ 医療の提供（0件）

ウ 商品の販売及び役務の提供（0件）

エ 労働及び雇用（2件）

No.	相 談 者					
	年齢	—	性別	—	障害種別	—（関係者）
1	年齢	—	性別	—	障害種別	—（関係者）
内容	知り合いが、会社から精神疾患の診断書を提出するように言われたとのことだが、解雇しようとしているのではないか。					
対応	当事者からも事情を聴取の上、病気を理由とした解雇はできないことを説明し、状況に応じて労働局と連携して対応する旨伝えた。また、関係機関に情報提供を行った。					

No.	相 談 者					
	年齢	50代	性別	男	障害種別	精神障害
2	年齢	50代	性別	男	障害種別	精神障害
内容	一般就労で就職したが、精神に障害があることが分かったためか、差別的な待遇を受けている。					
対応	事業所とのトラブルであることから、話を傾聴の上、労働局へ直接相談するよう助言した。また、既に弁護士に交渉を依頼しているとのことだったので、弁護士とも相談して対応するよう助言した。					

オ 教育（1件）

No.	相 談 者					
	年齢	—	性別	—	障害種別	—
3	年齢	—	性別	—	障害種別	—
内容	特別支援学校の教師が、集会で障害のある子どもについて、施設のお荷物と発言したが、これは障害者差別にあたるのではないか。					
対応	発言の意図等はわからないが、障害のある方に対する誤った認識のもと、そのような発言をしたのであれば障害者差別にあたる、また、教育委員会では、障害者差別等の指導には力を入れている旨伝えた。					

カ 公共的施設の利用（0件）

キ 交通機関の利用（5件）

No.	相 談 者					
4	年齢	40代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	車椅子利用者だが、事前にバス会社に連絡していたのに、当日、バスの乗車を拒否された。					
対応	事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。					
結果	当日、低床バスを手配できなかったとのこと。事業者に、今後の配慮について依頼し、相談者に伝えたところ、了承を得た。					

No.	相 談 者					
5	年齢	40代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	車椅子利用者だが、バスを利用しようとしたところ、運転手に無視され乗車できなかった。					
対応	事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。					
結果	相談者がバス停から離れた場所でバスを待っていたため、乗車できなかったとのこと。バス停以外での乗車は法により禁止されているため、乗車拒否とは言いがたい状況であった。					

No.	相 談 者					
6	年齢	—	性別	—	障害種別	—
内容	バスの運転手の障害をもった乗客への対応が、不適切であった。					
対応	事業者に事実関係を確認したところ、不適切な対応が確認できたため、事業者が当該運転手に指導を行った。また、関係機関へ情報提供を行い、啓発を行った。					

No.	相 談 者					
7	年齢	40代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	車椅子利用者だが、バスを利用しようとしたところ、乗車できなかった。また、理由を聞いたが答えてくれなかった。					
対応	事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。					
結果	運転手が、低床バスであることを失念していたとのこと。事業者に、今後の対応について依頼した。また、相談者に報告し、了承を得た。					

No.	相 談 者					
8	年齢	40代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	車椅子利用者だが、バスを利用しようとしたところ、乗車できなかった。理由を聞いたが答えてくれなかった。					
対応	事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。					
結果	車椅子利用者が既に乗車しており、車椅子の施設がなかったため、相談者が乗車できなかったところ。相談者が乗車できない旨は、車外スピーカーであらかじめ案内したとのこと。その旨相談者へ連絡し、了解を得た。					

ク 不動産取引（1件）

No.	相 談 者					
9	年齢	—	性別	—	障害種別	—
内容	高齢で障害があることを理由に、不動産業者に賃貸住宅の仲介を拒否されているが、障害者差別ではないか。					
対応	高齢で障害があることを理由に賃貸住宅仲介を拒否されているのであれば、障害者差別にあたり、不動産事業者へ法律違反を主張できると助言した。					

ケ 情報の提供及び受領（1件）

No.	相 談 者					
10	年齢	—	性別	—	障害種別	—（障害者団体関係者）
内容	投票所で，視覚障害者への不適切な対応があった。					
対応	関係機関に経緯等を確認したところ，不適切な対応が確認されたため，関係機関に適切な対応を依頼し，相談者に説明し，了承を得た。					

コ その他（1件）

No.	相 談 者					
11	年齢	—	性別	—	障害種別	—（家族）
内容	母親が，近所の人から知的障害のある子どものことで誹謗中傷されている。					
対応	母親からも相談を受けたが，相手方への対応等を希望されなかったため，傾聴のみで終結。					

(2) 合理的配慮の事例（11件）

ア 物理的環境への配慮（5件）

No.	相 談 者					
12	年齢	—	性別	—	障害種別	—
内容	2020年に鹿児島国体，障害者スポーツ大会があるが，公共交通機関のバリアフリー化の取組が進んでいないので，万全の対応をしてほしい。					
対応	関係者に，意見が寄せられたことを周知する旨伝えた。また，関係機関に情報提供した。					

No.	相 談 者					
13	年齢	60代	性別	男	障害種別	身体障害
内容	公共施設にピンマイクが設置されていない。					
対応	関係機関に確認したところ，ピンマイクは設置しているが，コードレスマイクと同時に使用するとハウリングを起こすとのこと。					
結果	ピンマイク等機材を購入することは困難であるが，合理的配慮に向け検討するとのこと。					

No.	相 談 者					
14	年齢	50代	性別	男	障害種別	身体障害
内容	バスの外部スピーカーによる案内がないため、視覚障害者が乗車できないことがある。					
対応	事業所に事実関係を確認したところ、案内はバスが停車する際、自動的に行き先案内が流れるようになっており、肉声での案内も行っているとのこと。また、案内が重なる場合は、聞きづらいこともあるとのこと。					
結果	障害者の前でバスが停車できず、案内が聞きづらい場合もあるため、運転手に障害者の前で停車し乗車するよう周知を図るとのこと。相談者には、事業者に依頼することを伝え、了承を得た。					

No.	相 談 者					
15	年齢	60代	性別	男	障害種別	身体障害
内容	港に障害者用駐車場を増設するよう要望をしているが、改善が見られない。また、警察署に障害者用トイレがない。					
対応	話を傾聴の上、関係機関に情報提供した。					

No.	相 談 者					
16	年齢	40代	性別	男	障害種別	聴覚障害
内容	聴覚に障害があるため、口頭で行われる会社の朝礼等での情報提供の内容確認が十分にできない。会社に、社内の情報機器を使うようお願いしているが実現しない。					
対応	会社を訪問し、関係者と意見交換を行い、職場環境ガイドラインやモデル事業所の事例等を提供し、改善を依頼した。					
結果	障害のある社員への対応について、会社全体の問題として取り組むとのこと。					

イ 意思疎通の配慮（0件）

ウ ルール・慣行の柔軟な変更（3件）

No.	相 談 者					
17	年齢	—	性別	—	障害種別	—（父親）
内容	学校のPTAの入会について、役員になるような記載がある。障害者に対する配慮が感じられない。					
対応	関係課からPTAの入会は任意であること等を聴き取り、教頭等にも相談するよう助言し、相談者も了承した。					

No.	相 談 者					
18	年齢	60代	性別	男	障害種別	精神障害
内容	薬局でお薬手帳を提示する際、精神安定剤等、過去に処方した薬を見られるのが辛い。					
対応	薬局に連絡の上、今後、相談者が来店する際に配慮する旨了承を得、相談者に伝え、了承を得た。					

No.	相 談 者					
19	年齢	—	性別	—	障害種別	—（親族）
内容	発達障害の息子が、服用している薬のため学校で居眠りをしたり、友人とトラブルを起こしたりしているが、息子への対応について、学校に対して配慮を求めることはできないか。					
対応	事情を傾聴の上、学校側へ合理的配慮の提供の申し出ができる旨助言した。					

エ その他（3件）

No.	相 談 者					
20	年齢	50代	性別	男	障害種別	聴覚障害
内容	仕事上で、聴覚障害者へ合理的配慮に欠けると感じたことがある。電話での会話はできないので、連絡はメールで行う、打ち合わせの際には筆談をする等の配慮をしてほしい。					
対応	関係機関に連絡し、合理的配慮がある対応について啓発するよう依頼した。					

No.	相 談 者					
21	年齢	50代	性別	女	障害種別	聴覚障害
内容	聴覚障害者が出席する会議に、手話通訳者がいなかった。					
対応	関係機関に連絡し、合理的配慮のある対応について依頼した。また、相談者には、今後の対応を注視し、問題等あれば相談するよう伝えた。					
結果	次回からは、手話通訳者を手配するとのこと。					

No.	相 談 者					
22	年齢	不明	性別	女	障害種別	聴覚障害
内容	研修会でのグループワークの際、声が聞き取りにくいので、要約筆記ができる人を配置してほしい。					
対応	話を傾聴の上、関係機関へ相談内容を伝えるよう助言した。					

V 障害者差別の解消に向けた取組状況について

1 今後の取組の方向性（平成29年度第2回協議会での了解事項）

障害当事者、事業者、県民へのアンケートや、障害当事者・家族団体との意見交換等を実施した結果、合理的配慮の好事例等があった一方で、障害に対する理解が無いこと等からくる差別も依然として少なくなく、障害者差別の解消に向けた取組が求められているところ。

従って、今後、あらゆる場面で障害者差別の解消につながるよう、県障害者計画に基づき関係課や関係機関、障害者団体とも連携しながら、法及び条例の認知度を高める取組や障害及び障害のある人に対する理解の促進など、障害当事者、事業者、県民に対する普及啓発等を更に進める必要がある。

2 県における取組

県においては、関係団体や事業者の会議、研修会等の場における説明、事業者への個別訪問、ポスター及びリーフレットの配付、県ホームページ、県民手帳での広報等による啓発活動を行っている。

また、障害者差別についての理解を広めるため、各種イベント等において、日常に潜む社会的障壁を当事者目線で描いた「GO!HI! ゴーハイ的合理的配慮な日常」の掲示等を行っている。さらに、本年度は、障害者週間に奄美市障害福祉障害福祉サービス事業所利用者の作品を展示したところである。



農福連携マルシェ2019（10/9～10/10）



県庁18階展望ロビー（11/29～12/10）



県障害者保健福祉大会（10/30）



3 各団体等における取組

<p>NPO法人自立生活センターてくてく (かごしま障害フォーラム)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権に関する講演会等で、条例の周知啓発を実施。 ・ フォーラムに加盟する各団体による、リーフレットの配布
<p>アイメイト鹿児島 (県視覚障害者団体連合会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校や施設等からの依頼に基づき、盲導犬の仕事や視覚障害者の誘導の仕方等についての講演等を実施し、理解促進に努めている。
<p>県精神保健福祉会連合会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族会に対する事務局支援 ・ 雇用支援
<p>かごしま難病支援ネットワーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大型店舗、施設のバリアフリーチェック ・ ヘルプカードの普及啓発
<p>障害者支援施設桜町学園 (県知的障害者福祉協会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者を雇用し、書類の代筆など合理的配慮を行っている。 ・ 他職員への合理的配慮等の教育を行っている。 ・ 知的障害者福祉協会や県社会福祉協議会、県の研修会への参加 ・ 実習生受入れ時、研修プログラムに組み込み教育を行っている。 ・ 地域貢献活動等を通して障害理解に努めている。
<p>南九イリョー株式会社 (県経営者協会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用に関し工場視察を受け入れており、特別支援学校等の生徒及び保護者等を対象に見学会を開催。
<p>県社会福祉士会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待防止・権利擁護研修の実施(県委託事業) ・ 高齢者・障害者虐待対応専門職チームの編成 ・ 障害福祉、虐待対応に関する研修等への講師派遣 ・ 各種研修を通じた現場職員の資質向上
<p>鹿児島労働局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種会議において、障害者雇用促進法に基づき、「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」を説明し、雇用の場における障害者差別の禁止に係る啓発を実施。 ・ 各ハローワークにおける、障害者差別の禁止に係るリーフレットの配布。

VI 「障害者差別解消推進功労者」表彰について

1 概要

「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」第24条の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に特に功績があったものを表彰する。

※ 鹿児島県障害者保健福祉大会における表彰対象に、H28年度から追加。

2 表彰の基準

次のいずれかの取組を行っている者又は団体で、障害を理由とする差別の解消の推進に特に功績があったと認められるもの。

- ① 障害のある人に対する理解が広まるような取組
- ② 障害のある人とない人が共に活動する取組
- ③ 障害のある人が安全かつ快適に利用できるような施設整備等の取組

3 令和元年度表彰者について

氏名	トリプル☆リー
表彰理由	日常生活で遭遇した社会的障壁を障害者当事者の目線にとらえ、障害者に対する合理的配慮について、わかりやすい4コマ漫画でマスメディア等を通じて発信するなど、障害のある人に対する理解が広まるような取組を行っている。
功績概要	<ul style="list-style-type: none">・平成29年10月から地元新聞で毎月「GO!HI! ゴーハイ的合理的配慮な日常」として連続掲載されている。(令和元年9月時点で21回)・「GO!HI! ゴーハイ的合理的配慮な日常」はパネル化され、「農福連携マルシェ2018」の会場や県庁18階ロビー、鹿児島県障害者差別解消支援協議会会場で展示された。また、広報誌「ありば」や障害者差別解消法ガイドブックにも掲載されるなど、障害者差別解消に向けた啓発活動で大いに活用されている。・南薩養護学校特別支援教育夏季セミナーで、教育機関、医療機関及び福祉施設関係者を対象に、障害のある人に対する合理的配慮について講話を行った。

(参考) 平成30年度表彰者について

氏名	鹿児島県美術協会
表彰理由	「県美展」の開催にあたり、障害のある人が創作した美術作品を発表する機会を提供するなど障害のある人に対する理解が広まるような取組を行うとともに、アートとの関わりの中で障害のある人とない人が共に活動する取組を積極的に行うなど、障害を理由とする差別の解消の推進に特に功績があったと認められる。